

推進施策（15）子どもの居場所の確保

地域における子どもの居場所を確保し、地域全体で見守ります。

30 計画期間の取組内容

地域において、子どもがありのままの自分でいられ、休息して自分を取り戻すことができ、安心して人間関係をつくり合うことができる、こども文化センターや子ども夢パーク等の居場所づくりとともに、地域ぐるみで学習支援や体験を支援する仕組みづくりを行います。

おもな所管

健康福祉局
こども未来局
区役所
教育委員会事務局

31

不登校等の子どもの居場所として、子どもが安心して過ごせる場所の確保等の支援を行うとともに、不登校対策に関わる機関の連携による情報交換会や不登校相談会、進路情報説明会等を実施します。

こども未来局
区役所
教育委員会事務局

32

子どもの居場所についての考え方やその役割等について理解を進めるため、地域や関係機関に対して、さまざまな媒体を用いた広報や啓発事業を効果的に実施します。

こども未来局

[該当条文] 第27条（子どもの居場所）

推進施策（16）地域における子どもの活動の支援

地域における子どもの自治的な活動を奨励し、その支援に努めます。

33 計画期間の取組内容

行政区、中学校区における子ども会議の取組を支援し、地域における子どもの自治的な活動を奨励します。

おもな所管

教育委員会事務局

[該当条文] 第28条（地域における子どもの活動）

施策の方向Ⅳ

子どもの参加（条例第4章）

さまざまな場において子どもの意見を聴き、子どもが自主的・自発的に、どこでも、何に対しても参加できるよう支援します。

推進施策（17）子どもの参加の促進

子どもが市政等について意見を表明する機会や、育ち・学ぶ施設や地域での活動に参加する機会等、子どもの参加を支援します。

重点施策 2 子どもの参加を支援する取組

34 計画期間の取組内容

子ども会議を開催し、市政等について子どもが市民として意見表明することを支援します。

おもな所管

教育委員会事務局

35

地域において、文化、スポーツなど、さまざまな社会体験ができるように、各種子ども教室や施設見学、市内をフィールドにしたワークショップ等の子ども向け事業を実施し、子どもが活動に参加することを支援します。

重点施策 2 子どもの参加を支援する取組

各局

36

子どもが育ち・学ぶ施設や地域での活動に自主的に参加できるよう、子ども向けのイベント情報や子どもにわかりやすい表現による市政情報及び各区の魅力などをホームページ等を通じて提供します。

重点施策 2 子どもの参加を支援する取組

各局

[該当条文] 第29条（子どもの参加の促進）

推進施策（18）子ども会議の開催と支援

市政について、子どもの意見を求めるため、川崎市子ども会議を開催します。また、子ども会議が、子どもの自主的及び自発的な取組により円滑に運営されるよう支援します。

重点施策 2 子どもの参加を支援する取組

37

計画期間の取組内容

市政について、子どもの意見を求めるため、川崎市子ども会議を開催します。また、他都市の子ども会議の視察や子ども会議サポーターの養成等により、子どもの自主的、自発的な活動を支援し、川崎市の小・中・高全校に周知することで子ども会議への参加の促進につなげていきます。

おもな所管

教育委員会事務局

38

川崎市子ども会議と、行政区、中学校区子ども会議との交流を支援し、活動の促進を図ります。

重点施策 2 子どもの参加を支援する取組

教育委員会事務局

[該当条文] 第30条（子ども会議）

推進施策（19）地域における子どもの参加活動の拠点づくり

子どもが安心して自由に利用できる拠点施設において、子どもの自主的、自発的な参加活動を支援します。

39

計画期間の取組内容

子どもが安心して自由に利用できる子ども夢パークにおいて、こどもゆめ横丁など子どもが自主的、自発的に参加する活動を支援します。

おもな所管

こども未来局

[該当条文] 第31条（参加活動の拠点づくり）

推進施策（20） 自治的活動の奨励

育ち・学ぶ施設における子どもの自治的な活動を支援し、子どもの意見等については、施設の運営に配慮されるよう努めます。

40 計画期間の取組内容

学校における生徒会活動等、子どもの自治的な活動を支援し、子どもの意見等が学校運営に反映されるよう努めます。

[該当条文] 第32条（自治的活動の奨励）

おもな所管

教育委員会事務局
選挙管理委員会事務局

推進施策（21） より開かれた育ち・学ぶ施設

育ち・学ぶ施設が子どもとその親等、その他地域の住民にとってより開かれたものとなるよう配慮します。

41 計画期間の取組内容

学校教育推進会議等、学校や保育園等において、子どもと親等やその他地域住民に対し、施設の運営について説明し、定期的に話し合う場を提供し、開かれた施設づくりを推進します。

[該当条文] 第33条（より開かれた育ち・学ぶ施設）

おもな所管

こども未来局
区役所
教育委員会事務局

推進施策（22） 子どもの意見の尊重

子どもの利用を目的とした市の施設の運営にあたり、子どもの意見を聴くよう努めます。

重点施策2 子どもの参加を支援する取組

42 計画期間の取組内容

育ち・学ぶ施設、その他子どもの活動の拠点となる場等、子どもが主に利用する施設の運営にあたり、こども文化センターやわくわくプラザの子ども運営会議、子ども夢パークの子ども運営委員会など子どもが構成員として参加する会議体を組織し、定期的に子どもの意見を聴き、施設運営等に反映されるよう努めます。

[該当条文] 第34条（市の施設の設置及び運営に関する子どもの意見）

おもな所管

こども未来局

施策の方向V

相談及び救済（条例第5章）

子どもが相談しやすい環境の整備を進め、子どもの権利侵害の特性に配慮した相談及び救済を行います。

推進施策（23）人権オンブズパーソンによる相談・救済

人権オンブズパーソンが子どもの権利の侵害についての相談及び救済を行います。

43 計画期間の取組内容

人権オンブズパーソンが、子どもの権利に関する相談や救済の申立てを受付けます。また、人権オンブズパーソンや専門調査員が学校等を訪問し、相談事例の紹介や人権の大切さの話をすることなどにより、子どもが気軽に相談できるよう制度の周知と利用の促進を図ります。

[該当条文] 第35条（相談及び救済）

おもな所管

市民オンブズマン事務局

推進施策（24）関係機関と連携した相談・救済等

関係機関と連携し、子どもの権利侵害の特性に配慮した相談及び救済を行います。

44 計画期間の取組内容

関係機関・団体との連携、各種相談窓口の充実、各学校へのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置等により、子どもの権利侵害の特性に配慮した相談及び救済を行います。

45

子どもが安心して気軽に相談できるよう、相談カードやホームページ等で広報し、相談・救済機関の周知と利用勧奨を行います。

[該当条文] 第35条（相談及び救済）

おもな所管

こども未来局
区役所
教育委員会事務局

こども未来局
教育委員会事務局

第5章 重点的取組

第6次の行動計画においては、重点1「虐待・体罰、いじめの防止及び救済等の取組」、重点2「子どもの参加を支援する取組」として、計画期間における重点的取組を位置付けます。

これらの取組を推進するにあたっては、それぞれの施策の連携のみならず、多様な主体の間で常に子どもの権利を中心に据え、どのような形で協働・連携できるのかを模索し、より一層の取組を推進します。

重点1 虐待・体罰、いじめの防止及び救済等の取組

<取組の方向性>

重点1「虐待・体罰、いじめの防止及び救済等の取組」の推進に向けては、要保護児童等に対するより適切な支援のため、児童相談所への児童福祉司等の着実な配置及び各専門職が期待される役割や支援スキルを発揮し現場で実践できるようにするための研修の実施による人材育成など、相談支援体制の強化を図ります。また、虐待等の未然防止に向け、支援が必要な児童や家庭の早期把握、早期支援のため、「子ども家庭総合支援拠点」を令和4(2020)年度までに各区に設置し、地域における児童家庭相談支援機能の充実に取り組み、区役所と児童相談所の連携強化等により、虐待を受けた子どもに対する迅速かつ適切な救済のための支援を行います。

子どもへの虐待・体罰の未然防止及び予防に向けた取組として、育ち・学ぶ施設等の職員や親等に対する啓発活動を充実させます。

子どもの安全確保や環境等の調査のため、必要時には確実に児童の一時保護を実施します。また、一時保護中に制限される権利等について年齢等に応じた適切な説明を行うとともに、できる限り保護期間を短縮することができるよう関係機関との連携を図ります。

いじめの防止を図るため、子どもに対しては、児童生徒指導体制の一層の充実を図るとともに子どもの権利についての啓発を行います。育ち・学ぶ施設等の職員に対しては、いじめ防止に関する研修等を実施して教育相談技能を含めた指導力の向上を図ります。

いじめに関する相談体制の周知及び整備を行うほか、学校と保護者が課題や対策を共有できる体制を強化するとともに関係機関との連携を図ることで子どもの救済に努めます。

<主な該当施策>

| 推進施策 | 計画期間の取組内容 |
|------------------------------|--|
| 親等による虐待・体罰の防止及び救済等 | <p>要保護児童等の適切な保護や相談支援を実施するため、児童相談所や区の体制強化や児童家庭相談支援機能の充実に取り組むとともに、「要保護児童対策地域協議会」等、各種関係機関の連携により、虐待の早期発見、早期対応及び未然防止に努めます。</p> <p>[施策の方向Ⅲ 推進施策（9） 取組⑩/P.33]</p> |
| | <p>親等による虐待・体罰を防ぐため、乳幼児健診の場や訪問事業等で、親等に対する虐待・体罰防止に関する広報・啓発及び相談体制を整備するなど親支援を通じた虐待予防事業を実施します。</p> <p>[施策の方向Ⅲ 推進施策（9） 取組⑪/P.33]</p> |
| | <p>各種相談事業や、児童相談所、区役所等の関係機関及び地域の連携により、虐待からの救済及び回復に努めます。</p> <p>[施策の方向Ⅲ 推進施策（9） 取組⑫/P.33]</p> |
| 育ち・学ぶ施設等の職員の虐待・体罰の防止及び相談・救済等 | <p>条例や虐待防止に関する啓発資料等の配布、各種研修の実施等により、育ち・学ぶ施設の職員に対し、子どもへの虐待及び体罰の防止について啓発します。</p> <p>[施策の方向Ⅲ 推進施策（11） 取組⑲/P.35]</p> |
| | <p>育ち・学ぶ施設において、各種相談カードの配布やスクールカウンセラーの配置、スクールソーシャルワーカーの派遣等、子どもが虐待や体罰について相談しやすい環境を整備するほか、関係機関との連携により、子どもの救済及び回復を迅速に進めます。</p> <p>[施策の方向Ⅲ 推進施策（11） 取組⑳/P.35]</p> |
| 育ち・学ぶ施設等におけるいじめの防止及び相談・救済等 | <p>子ども自身が子どもの持つ権利を理解して、権利侵害から身を守れるよう、権利学習派遣事業等により子どもの権利学習を推進します。</p> <p>[施策の方向Ⅲ 推進施策（12） 取組㉓/P.36]</p> |
| | <p>育ち・学ぶ施設におけるさまざまな職種の職員の人材育成として、実践報告会や交流会など個々の業務に即した内容でいじめ防止のための子どもの権利に関する研修を行い、人権尊重に基づいた教育活動の推進を図ります。</p> <p>[施策の方向Ⅲ 推進施策（12） 取組㉔/P.36]</p> |
| | <p>学校等において、各種相談カードの配布等による救済制度の周知や社会福祉や心理の専門性を持った職員の配置などにより、子どもや保護者がいじめについて相談しやすい環境を整備するほか、関係機関と連携し、いじめの発生を未然に防止します。</p> <p>[施策の方向Ⅲ 推進施策（12） 取組㉕/P.36]</p> |

重点2 子どもの参加を支援する取組

<取組の方向性>

重点2「子どもの参加を支援する取組」の推進に向けては、市政について、子どもの意見を求めるための、「川崎市子ども会議」の取組を充実します。

主な取組として、子どもたちが参加しやすく、話しやすい雰囲気づくりを促進し、他都市の子ども会議の視察や、児童心理などに詳しい方を講師にお招きするなど川崎市子ども会議や行政区の子ども会議のサポーター研修を実施し、子どもの自主的、自発的な活動を支援します。また、子ども委員と子ども会議の活動の根底となる条例の内容を定期的に確認したり、「子どもの権利条約フォーラム」に参加したりするなど、市内だけでなく、全国の様子にも目を向ける機会を設けていきます。さらに、「子ども集会」を開催し「川崎市子ども会議」と行政区・中学校区の「子ども会議」との連携・交流などを図ります。また、「川崎市子ども会議」の活動内容を市長に提言や報告することで子どものやりがいを支援し、その後川崎市の小・中・高全校に周知を図り、幅広く子どもの権利についての意識の醸成に努めるとともに「子ども会議」への参加の促進につなげていきます。

地域において、文化、スポーツなど、さまざまな社会体験ができるように、子ども自身が企画から運営まで主体的に関わる事業を実施し、子どもの社会参加を支援するとともに、参加を通じた達成感や自己肯定感を得られるような機会をつくり、次代の担い手を育成します。

子どもの利用を目的とした市の施設の運営にあたり、活動内容に関する意見、要望等、幅広く子どもの意見を聴くため、子どもが中心となって「子ども運営会議」などを開催し、職員や地域の大人はそれを補助することなどにより、子どもの意見を聴くよう努めます。



<主な該当施策>

| 推進施策 | 計画期間の取組内容 |
|--------------------|---|
| 子どもの参加の促進 | <p>子ども会議を開催し、市政等について子どもが市民として意見表明することを支援します。</p> <p>[施策の方向Ⅳ 推進施策（17） 取組⑳/P.39]</p> |
| | <p>地域において、文化、スポーツなど、さまざまな社会体験ができるように、各種子ども教室や施設見学、市内をフィールドにしたワークショップ等の子ども向け事業を実施し、子どもが活動に参加することを支援します。</p> <p>[施策の方向Ⅳ 推進施策（17） 取組㉑/P.39]</p> |
| | <p>子どもが育ち・学ぶ施設や地域での活動に自主的に参加できるよう、子ども向けのイベント情報や子どもにわかりやすい表現による市政情報及び各区の魅力などをホームページ等を通じて提供します。</p> <p>[施策の方向Ⅳ 推進施策（17） 取組㉒/P.39]</p> |
| 子ども会議の開催と支援 | <p>市政について、子どもの意見を求めるため、川崎市子ども会議を開催します。また、他都市の子ども会議の視察や子ども会議サポーターの養成等により、子どもの自主的、自発的な活動を支援し、川崎市の小・中・高全校に周知することで子ども会議への参加の促進につなげていきます。</p> <p>[施策の方向Ⅳ 推進施策（18） 取組㉓/P.40]</p> |
| | <p>川崎市子ども会議と、行政区、中学校区子ども会議との交流を支援し、活動の促進を図ります。</p> <p>[施策の方向Ⅳ 推進施策（18） 取組㉔/P.40]</p> |
| 子どもの意見の尊重 | <p>育ち・学ぶ施設、その他子どもの活動の拠点となる場等、子どもが主に利用する施設の運営にあたり、こども文化センターやわくわくプラザの子ども運営会議、子ども夢パークの子ども運営委員会など子どもが構成員として参加する会議体を組織し、定期的に子どもの意見を聴き、施設運営等に反映されるよう努めます。</p> <p>[施策の方向Ⅳ 推進施策（22） 取組㉕/P.41]</p> |

第6章 推進体制及び評価・検証

本計画は次のような推進体制により実行し、評価・検証を行っていきます。

1 推進体制

(1) 庁内推進体制

こども未来局の下、こども施策全体としてのこどもの権利の保障を総合的かつ計画的に図ります。

川崎市こども施策庁内推進本部会議の開催及び実務担当者間の連絡調整等により、重点的取組をはじめとするこどもに関する施策の横断的な連携を図ります。

区役所地域みまもり支援センター及び関係所管課と連携し、地域包括ケアシステムの構築に向け、総合調整機能や専門的支援機能、地域支援機能を活かして、地域人材の育成、地域での子育てイベントの実施など、地域に根差したこども・子育て支援を推進します。

(2) 人材育成の充実

こどもの権利を保障するためには、こどもに関わる職員がこどもの権利についての理解を深め、こどもの声を聴き取る感度を高める必要があります。職員一人ひとりがそのことを十分に認識し、こどもの権利に関する意識を高めることができるように、さまざまな職種・階層を対象とした研修等により人材育成の充実を図ります。

(3) 市民、市民活動団体、関係機関との連携・協働

市民や市民活動グループ、地域教育会議等の関係団体・機関との協働・連携により、「かわさきこどもの権利の日事業」等の各種広報・啓発事業の開催等を通じて、実効性のあるこどもの権利施策を推進します。



2 評価・検証

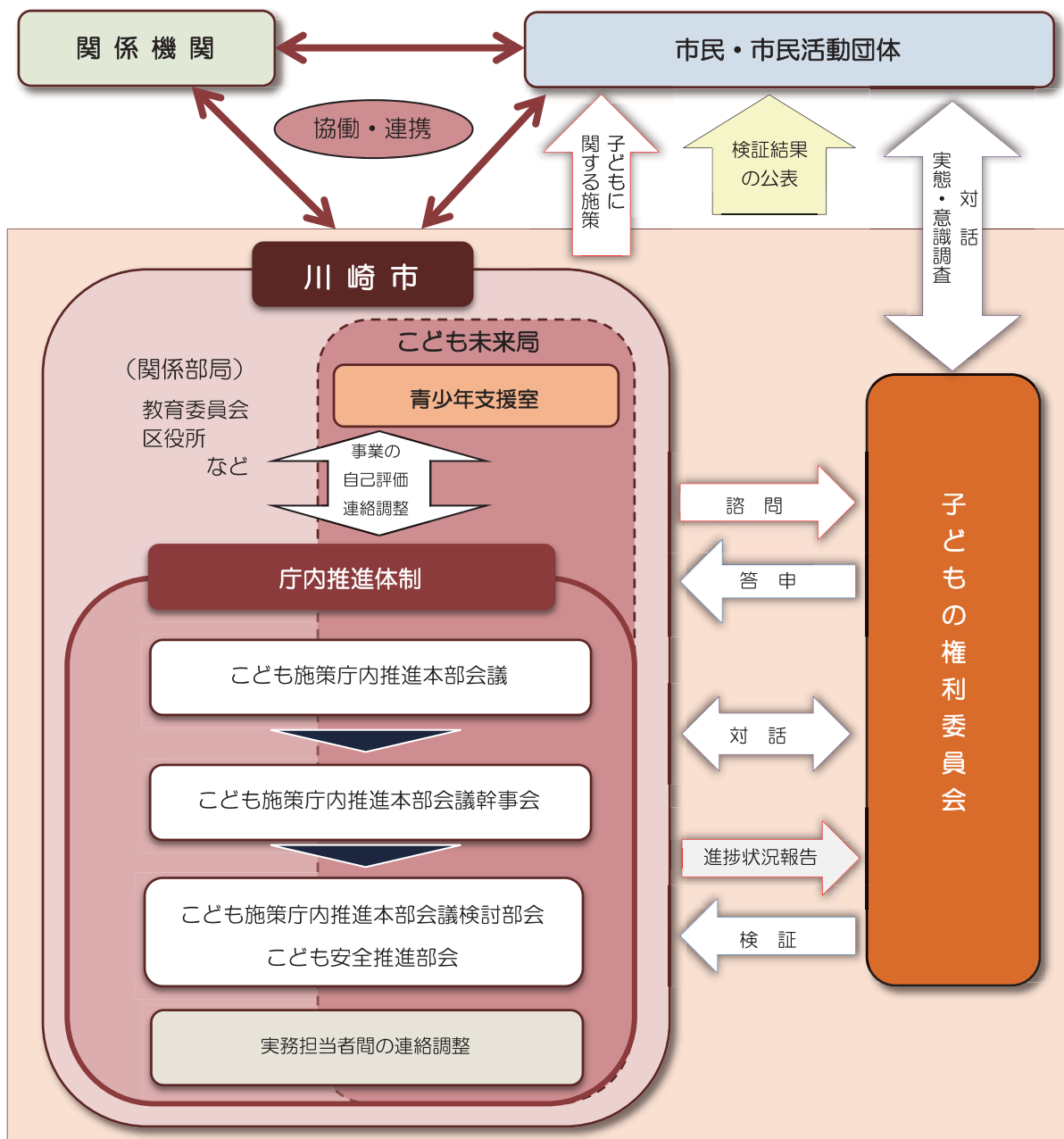
(1) 進行管理と自己評価の実施

本計画は、「川崎市総合計画」や「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」等との整合性を図りながら自己評価を実施するとともに、評価結果については、ウェブサイト等を通じて公表します。

(2) 川崎市子どもの権利委員会による施策の検証

権利委員会は、本市における子どもの権利保障状況を検証し、また市が実施する計画期間内の自己評価結果等について検証し、意見を述べます。

【推進体制及び評価・検証のイメージ】

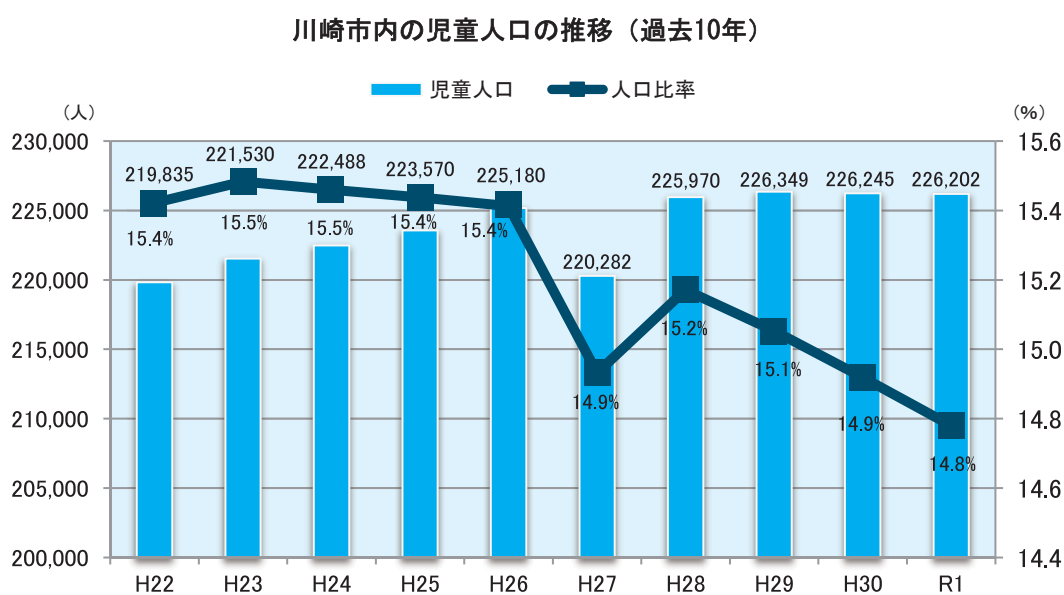


資料編

1 川崎市における子どもをめぐる現状

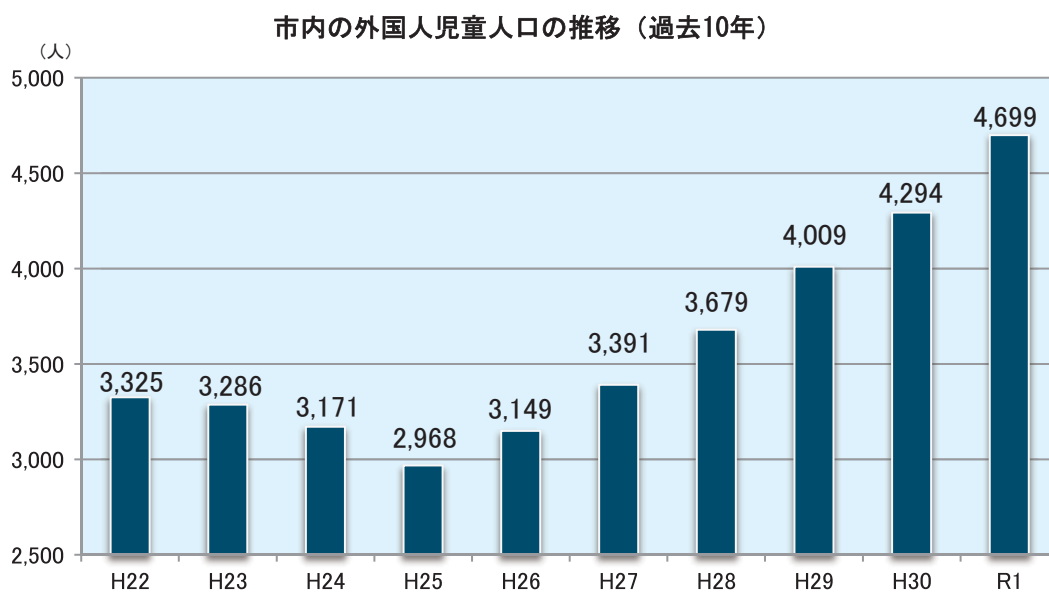
I 子どもの人口の推移

(1) 市内の児童人口



出典：川崎市年齢別人口（各年10月1日現在の数値。児童人口は18歳未満）

(2) 市内の外国人児童人口



出典：川崎市管区別年齢別外国人登録人口（各年6月末現在の数値。児童人口は18歳未満）

II 第6回川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査から

実態・意識調査は、子どもの権利施策の進行状況を検証するために3年ごとに行う調査です。第6回調査について、条例の認知度や子どもの生活実態（相談・救済、参加、居場所等）等に関して実施し、平成30（2018）年3月に報告書としてまとめました。

◇ この調査でわかったこと ◇

- ◆ 条例の認知度は、子ども・大人・職員いずれも、前回調査よりアップしました。
- ◆ 困ったり悩んだりしたとき、どこかに相談したいと答えた子どもは46.2%でした。利用したい相談・救済機関は、「児童相談所」24.3%、「24時間子供SOS電話相談」16.6%でした。
- ◆ 地域の活動・イベント・ボランティア等に参加したことが「ない」と答えた子どもは37.8%、話し合いの場に参加したことが「ない」と答えた子どもは70.6%でした。
- ◆ 地域に、遊んだりスポーツをしたり安心して自分が好きなことをする場所が「ある」と答えた子どもは68.3%、「ない」と答えた子どもは26.9%でした。
- ◆ 子どもに対し、自分にとってもっとも大切だと思う権利は何かを聞いたところ、最も回答の割合が高かったのは「安心して生きる権利」の59.6%でした。 など

【調査概要】（アンケート調査）

○調査対象 3,500人（川崎市内に居住の市民と市立施設等の職員）

- ・子ども（満11～17歳） 2,100人
- ・大人（満18歳以上） 900人
- ・職員（市立施設等） 500人

○調査期間 平成29（2017）年4月（郵送調査）

○回収結果 1,357票（回収率38.8%）

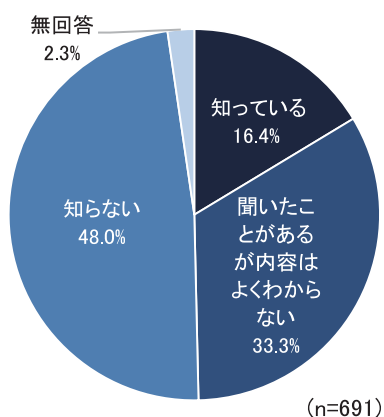
- ・子ども 691票（32.9%）
- ・大人 282票（31.3%）
- ・職員 384票（76.8%）

1 条例について

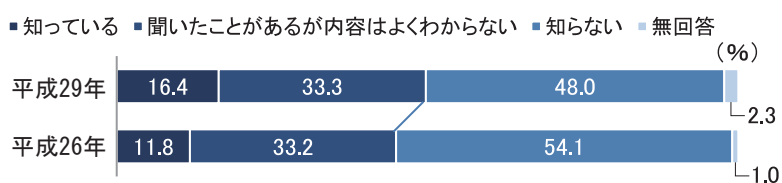
(1) 条例について、「知っている」「聞いたことがあるが内容はわからない」を合わせた回答の割合は、子ども 49.7%(前回 45.0%)、大人 38.3%(前回 31.9%)、職員 97.6%(前回 95.2%)であった。条例の認知度はいずれも前回調査より増加している。

Q 条例を知っていますか。【全体】

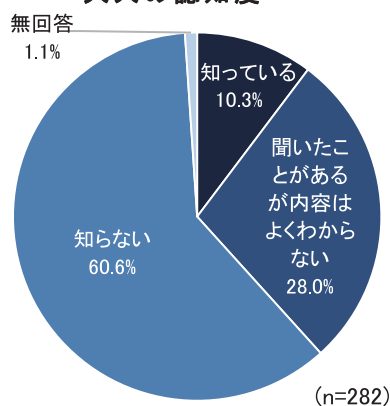
子どもの認知度



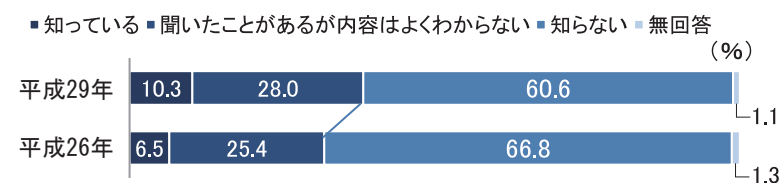
【前回調査との比較】



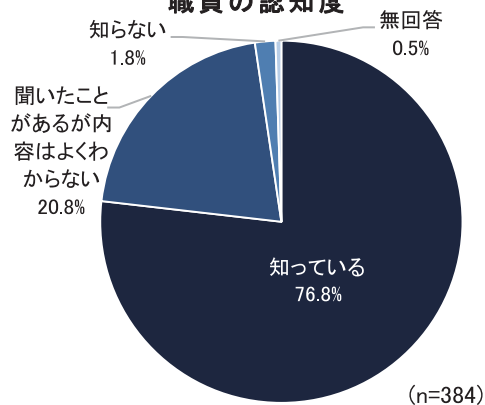
大人の認知度



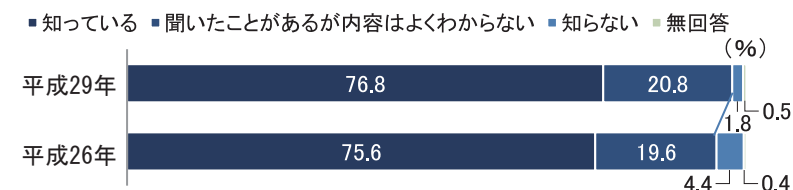
【前回調査との比較】



職員の認知度



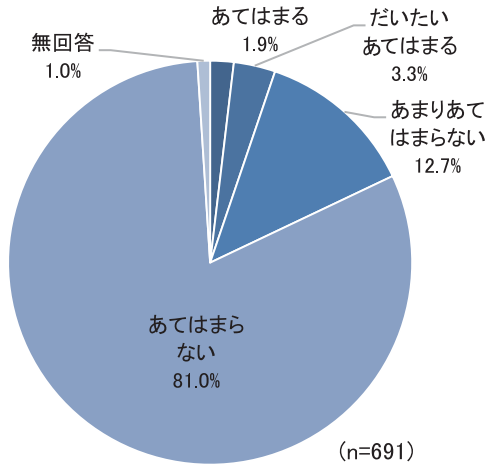
【前回調査との比較】



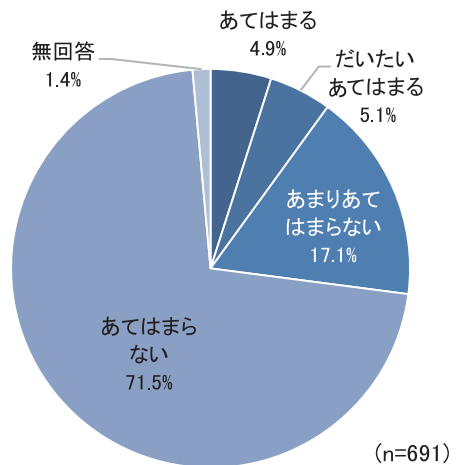
2 権利侵害の実態と相談・救済について

(1) 子どもに対し、身体的虐待、心理的虐待等の経験の有無をたずねた。

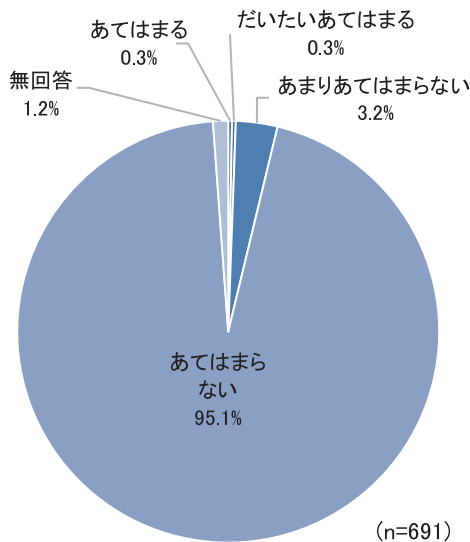
Q あなたは、大人からたたかれたり、なぐられたりしますか。【子ども】



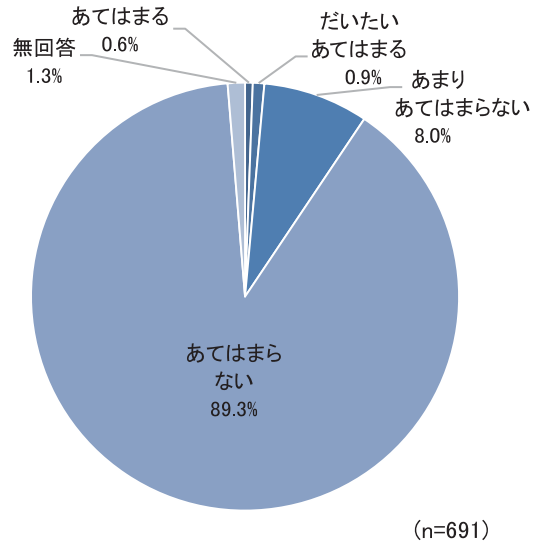
Q あなたは、大人から心を傷つけられる言葉を言われますか。【子ども】



Q あなたは、大人から性的にいやなことをされたり、させられたりしますか。【子ども】



Q あなたは、大人から世話をしてもらえなかったり無視されたりしますか。【子ども】



(2) 子どもに対し、疲れること、不安に思うことをたずねた。

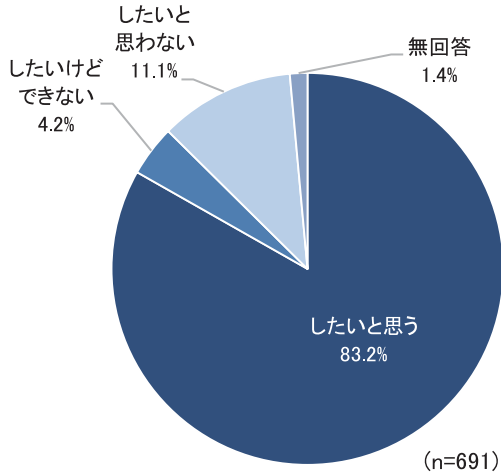
Q あなたは、次の中で疲れること、不安に思うことはありますか。【子ども】

| | |
|-----------------|-------|
| ●学校の勉強・宿題 | 53.5% |
| ●受験・進路 | 41.1% |
| ●クラブ活動・部活動 | 26.6% |
| ●塾の勉強・宿題 | 20.1% |
| ●友だちや先輩との関係 | 19.5% |
| ● | |
| ●疲れること、不安なことはない | 13.3% |

(3) 子どもに対し、困ったり悩んだりしたとき、相談したいと思うかをたずねた。

【相談相手】

Q あなたは、困ったり悩んだりしたとき、だれかに相談したいと思いますか。【子ども】

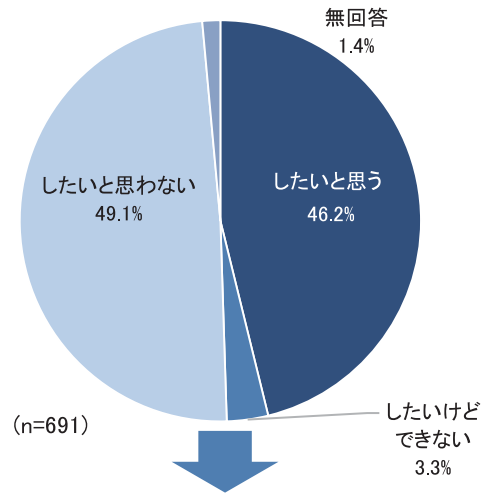


Q あなたは、困ったり悩んだりしたとき、相談するとしたら、だれに相談したいと思いますか。【子ども】

| | |
|-----------|----------|
| ● 親 | 76.1% |
| ● 友だち | 74.4% |
| ● 今の学校の先生 | 29.2% |
| ● 兄弟・姉妹 | 15.6% など |

【相談機関】

Q あなたは、困ったり悩んだりしたとき、どこかに相談したいと思いますか。【子ども】

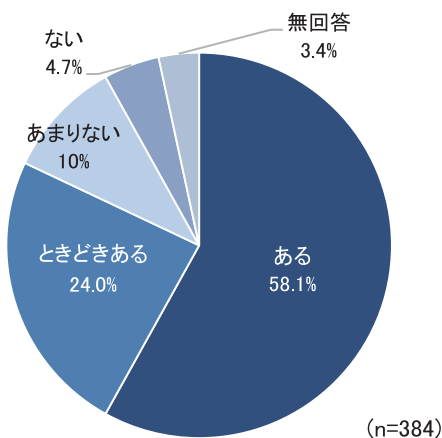


Q あなたは、困ったり悩んだりしたとき、相談するとしたら、どこに相談したいと思いますか。【子ども】

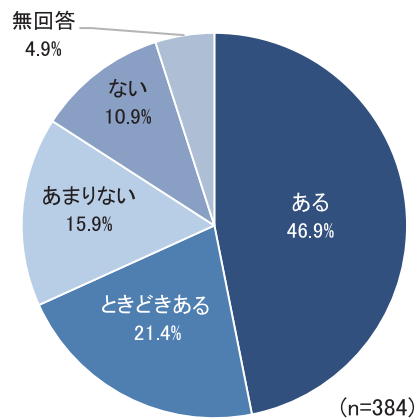
| | |
|---------------------------|-------|
| ● 児童相談所 | 24.3% |
| ● 24時間子供SOS電話相談 | 16.6% |
| ● かわさきチャイルドライン | 15.5% |
| ● 子どもあんしんダイヤル(人権オンブズパーソン) | 15.2% |
| ● など | |

(4) 職員に対し、子どもを支援する際、関係機関や、地域の市民や活動団体と協働・連携して行うことがあるかをたずねた。

Q あなたの職場で子どもを支援する際、関係機関(児童相談所、区役所など)と協働・連携して行うことがありますか。【職員】



Q あなたの職場で子どもを支援する際、地域の市民や活動団体(ボランティア、民生委員、民間の支援団体など)と協働・連携して行うことがありますか。【職員】



3 参加について

(1) 子どもに対し、地域の活動・イベント・ボランティア、話し合い等に参加したことがあるかをたずねた。

Q あなたは、地域の活動・イベント・ボランティア等に参加したことがありますか。【子ども】

| | |
|-------------------------------------|-------|
| ● 地域のお祭り（みこし、模擬店の手伝いなど） | 30.7% |
| ● 子ども夢パーク・こども文化センター・わくわくプラザの活動・イベント | 26.2% |
| ● ボランティア活動（町内会の清掃ボランティアなど） | 14.9% |
| ● 地域のスポーツ活動・文化活動 | 8.0% |
| ： | |
| ● 参加したことがない | 37.8% |

Q あなたは、次のような場で、話し合ったり意見を言ったりしたことがありますか。【子ども】

| | |
|----------------------------------|-------|
| ● 学校教育推進会議、生徒会・児童会の話し合い | 7.7% |
| ● 子ども夢パーク・こども文化センター・わくわくプラザの話し合い | 6.5% |
| ● 川崎市子ども会議、行政区・中学校区子ども会議の話し合い | 4.9% |
| ● 子ども会の話し合い | 3.5% |
| ： | |
| ● したことがない | 70.6% |

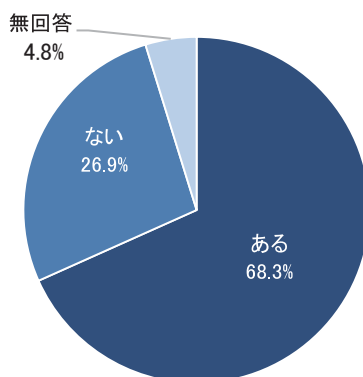
4 居場所について

(1) 子どもに対し、ホッとできる場所（居場所）についてたずねた。

Q あなたにとってホッとできる場所はどこですか。【子ども】

| | |
|-----------|-------|
| ● リビング・居間 | 69.2% |
| ● 自分の部屋 | 68.9% |
| ● お風呂 | 53.1% |
| ● トイレ | 35.0% |
| ● 教室 | 20.8% |
| ： | |
| ● 特にない | 1.4% |

Q 地域に、遊んだりスポーツをしたり安心して自分が好きなことをする場所がありますか。【子ども】

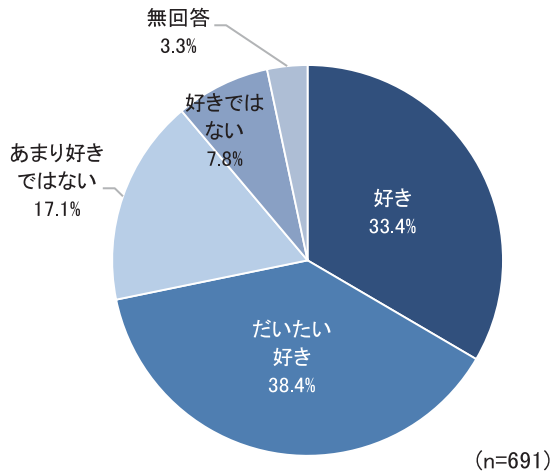


(n=691)

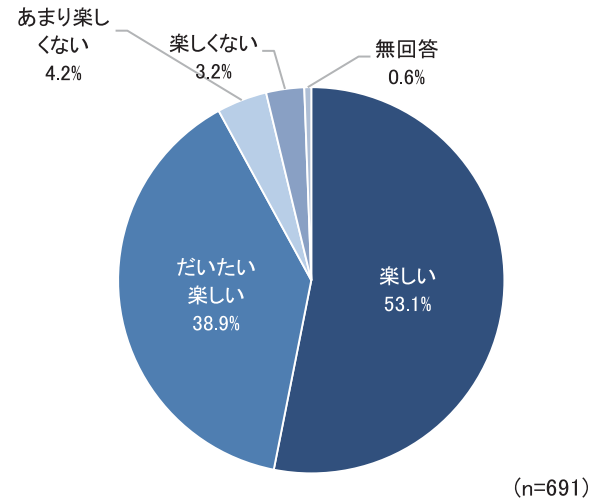
5 自己意識・権利意識について

(1) 子どもに対し、自分に対する評価や権利についての考えなどをたずねた。

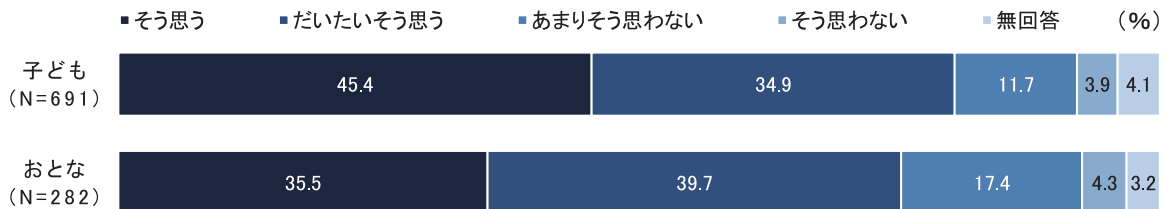
Q あなたは、自分が好きですか。【子ども】



Q あなたは、毎日が楽しいですか。【子ども】



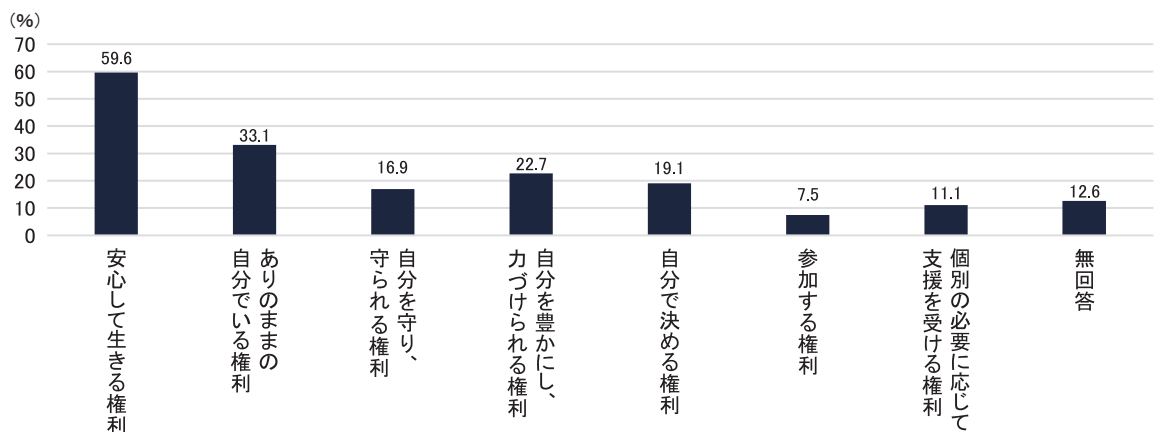
Q あなたは、生活のなかで文化・国籍等のちがいが、障がいのあるなしにかかわらず、子どもは大切にされていると思いますか。【子ども・大人】



Q 次の子どもの権利のなかで、自分にとってもっとも大切だと思うものは何ですか。

(あてはまるもの2つに○)

【子ども】



自由記述

- Q 子どもが安心して、自分らしく生き、社会に参加しながら成長していけるには、どんなことが大切だと思いますか。【子ども】(原文のまま)
- 子ども自身が誰かに大切にされている、愛されていると感ずることができること。(17歳)
 - 大人の都合で何かを決めたりしないこと 子供だからといって下に見ずに、一人の人間として向き合うこと。(14歳)
 - 互いの違いを認め合い、お互いのことをそんちょうし合うこと。(13歳)
 - 大人も子供も互いに理解しあい、どちらかに頼りっぱなしにするのではなく、互いに支えあう関係になることが大切だと思う。(17歳)
 - 悩みをかかえる子供は多いと思うので、できる限り簡単で、身近な所に子供でも気軽に相談できる場をさらに増やしてほしい。(17歳)
 - 家庭以外に、自分が安心できる場所、自由に相談できる場所が子どもには必要だと思います。誰かに自分の意見を伝えて、共有することが社会参加のきっかけになると思います。(16歳)
 - 身近に、子どものことを理解してくれる大人がいると良いと思う。“〇〇はこうあるべきだ”という考えは、子どもの可能性や個性を閉ざしてしまうと思うし、子ども同士でもその考えが根付いていくのは良くないと思った。(15歳) など

川崎市子どもの権利委員会の分析

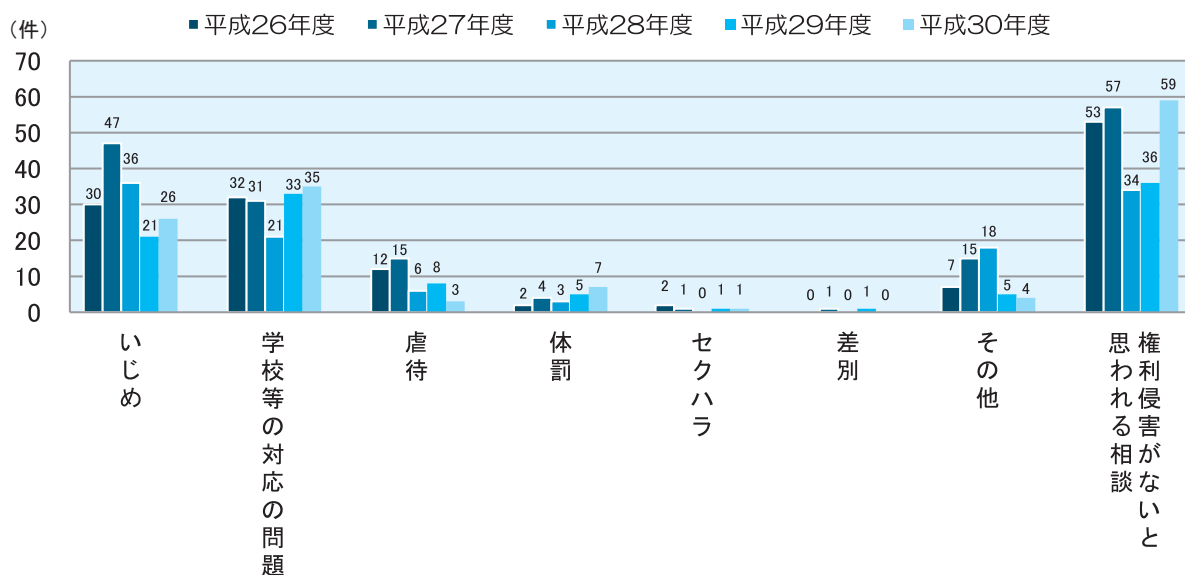
- 子ども・大人・職員の条例認知度がそれぞれ改善し、条例に依拠した「川崎市子ども会議」「川崎市人権オンブズパーソン」「かわさき子どもの権利の日」の認知度も上昇した。市は全児童生徒に学校を通じてリーフレットの配布を実施し、絵本の制作や映像の活用など条例の広報啓発活動の工夫をしてきたが、条例の認知度に関しては、これらの取組が一定の成果をあげたものとみられる。
- 困ったり悩んだりしたときに、だれかに相談を「したいけどできない」「したいと思わない」子どもが約1割～2割いる。相談機関については、どこかに「相談したいと思う」割合は5割を下回る。既存の相談機関・救済制度が利用者にとってより使いやすいものとなる必要があると思われる。
- 悩みがあっても自分から相談することができない子ども・大人・職員を支援していくためには、学校・家庭・職場の人、そして地域の人誰かがその悩みに気づき、話を聞いたり、専門機関につないだりしていく必要があるが、そのために、身近な地域に、学校・家庭・職場の人に限らず、より多くの人と日常的に関わったり一緒に活動したりできる時間と場があることが重要である。
- 市には、町内会・自治会や、子ども会の他、条例に依拠した川崎市子ども会議など、話し合ったり意見を言ったりして人と積極的に関わる場は多くある。しかし調査結果では、これらの場に関わっている人は一部であった。学校を含む地域において、多くの人交流し、互いを支え合える地域をめざすことは重要と思われる。

Ⅲ 人権オンブズパーソン報告書から

(1) 相談の内容の推移

過去5年間における人権オンブズパーソンにおける相談では、権利侵害がないと思われる相談を除くと、いじめに関する相談と学校等の対応の問題に関する相談が多いという状況です。

子どもの相談の内容

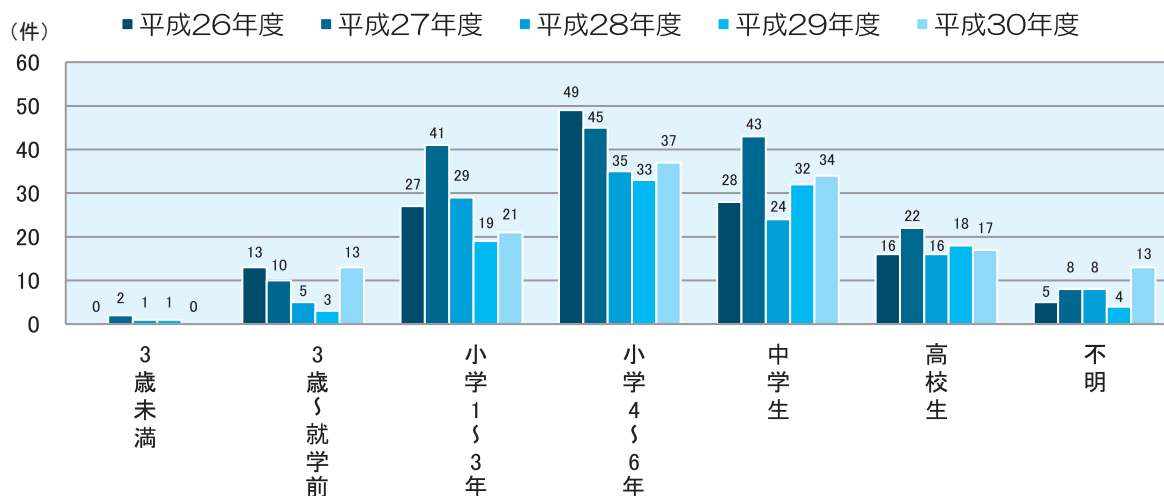


※相談の内容の分類は、受付時の訴えの内容に基づいています。

(2) 相談の年代の推移

相談の対象となった子どもを年代別で見ると、小学生から中学生の相談が多くありました。

子どもの相談の年代



(3) 救済の申立て受付状況

人権オンブズパーソンでは、権利を侵害されたと思われる者や、関係機関等に調査を行い、必要に応じて調整を図るなどの救済活動を行っています。平成30（2018）年度に受付した救済の申立ては6件で、体罰に関するものが1件、学校等の対応の問題に関するものが5件でした。

平成30年度 救済の申立て受付状況

| | 種別 | 申立ての内容※ | 申立て・調査開始 | 終了 | 活動回数 |
|---|-----|-----------|----------|---------|------|
| 1 | 子ども | 体罰 | 平成30年10月 | 平成31年3月 | 40 |
| 2 | 子ども | 学校等の対応の問題 | 平成30年10月 | 平成31年3月 | 42 |
| 3 | 子ども | 学校等の対応の問題 | 平成30年12月 | 継続 | 31 |
| 4 | 子ども | 学校等の対応の問題 | 平成31年2月 | 継続 | 33 |
| 5 | 子ども | 学校等の対応の問題 | 平成31年3月 | 継続 | 14 |
| 6 | 子ども | 学校等の対応の問題 | 平成31年3月 | 継続 | 14 |

※申立ての内容の分類は、受付時の申立て内容に基づいています。

出典：川崎市人権オンブズパーソン 平成30年度報告書

2 川崎市子どもの権利委員会の答申・意見

I 子どもに対する支援の協働・連携について（答申）〈抜粋〉（令和元年5月）

【第6期川崎市子どもの権利委員会の答申にあたって】

◎川崎市子どもの権利委員会による検証について

市内の子どもと子どもを取り巻く大人の現状を的確に把握するため、実態・意識調査や行政及び市民との対話等をベースに検証することに留意した。

◎諮問の内容等について

- ・社会状況や経済状況など、子どもと家庭を取り巻く環境が変化し、様々な不安や地域における孤立感などが高まっているため、子どもと家庭を社会全体で支援していくことが必要である。
- ・川崎市では、子どもを含めた全ての地域住民を対象にした「地域包括ケアシステム」を推進し、地域で暮らす多くの人たちと交流しながら、誰もが安心して暮らし続けることができる地域づくりを進めている。
- ・一方、子どもの権利をめぐる課題として、児童虐待、いじめ、不登校、非行、家庭の貧困などがあり、これらの課題解決に向けては、行政、市民、関係団体・機関との協働・連携による一体的な支援が不可欠である。
- ・地域包括ケアシステムを推進する中で、子どもの支援の主体は多様であり、行政と市民、関係団体・機関との協働・連携のあり方を多様な視点から検証する必要がある。

【子どもに対する支援の協働・連携についての提言】

（1）子ども参加の仕組みの活動実態を調査し、課題解決のために必要な支援をすること

- ・川崎市子ども会議等の実態を調査し、子どもとの話し合いのもとに課題解決の方策を講じること
- ・他自治体の子ども会議との交流を推進すること
- ・子ども同士の情報共有や活動交流がしやすいように、SNSなどのツールを積極的に活用すること
- ・調査する過程で、子ども自身が子どもの権利について詳しく知ることができるように、情報提供すること

（2）相談機関や救済制度を、子どもや大人にとって利用しやすいものとなるよう取組を進めること

- ・メールやSNSによる外国語対応を含む相談などの導入を検討すること
- ・不登校の子ども、外国につながるのある子ども、障がいのある子どもについて、一人ひとりの状況をとらえながら支援等を行うこと
- ・居場所型の支援の仕組みの身近な地域ごとへの設置を検討すること
- ・利用者に寄り添う相談支援ができるよう、相談者の研修において、子どもの権利の周知を行うこと

(3) 地域における子ども・子育て支援活動の推進に向けた連携及び情報発信等への支援を進めること

- ・町内会・自治会、地域活動団体、社会福祉協議会、区役所等の連携を進めること
- ・団体同士の情報交換の場の設定や「情報発信」に関する研修会の開催に取り組むこと
- ・活動場所に関する支援や運営に関する相談などの対応を検討すること

(4) 子ども・子育て支援活動団体と行政等との地域ネットワークの構築を進めること

- ・活動団体と行政等が定期的に情報交換や意見交換のできる場を設けるなど、団体同士のネットワークを形成するため、地域におけるコーディネート役を担うこと
- ・地域における気になる子どもや家庭への支援を推進するため、必要な情報の取り扱いや共有方法についての検討、整備を進めること

(5) 児童虐待防止等子どもの権利保障を徹底するために、行政の専門性の確保と組織マネジメントに向けた取組を進めること

- ・子どもの権利保障の意識を持つことを徹底し、職員育成に向けた検討を進めること
- ・子どもに関わる行政機関その他の機関間の連携強化をすること
- ・地域包括ケアシステムの推進と児童虐待対応等との連関について、子どもの権利の理念をわかりやすく提示すること

II 第6次川崎市子どもの権利に関する行動計画策定に向けた意見〈抜粋〉

(令和元年7月)

(1) 計画策定にあたって

平成28年改正児童福祉法は、第1条で子どもの権利条約の引用を行った。令和元年の今年、子どもの権利条約が採択されて30年(日本批准25年)である。

いうまでもなく、川崎市は他の自治体に先駆けて子どもの権利条約の理念に基づき条例を制定した地域であり、これまでも子どもを中心とした様々な施策を展開してきた。しかし、昨今の虐待やいじめ等により命を落とす子どもの事件を踏まえ、次期の行動計画を策定するにあたっては、子どもの権利の主体性という原点に再び回帰し、子どもの視点から様々な施策の総点検を行い、行動計画の再構築を行っていかねばならない。

(2) 子どもの権利をめぐる課題について

① 条例の認知度について(条例第6・7条関連)

条例の子どもの認知度が、第4～5回の調査から上がってきていることは喜ばしいことだが、年齢が上がるほど数値は下がる傾向にある。小中学校、市立高校においては、条例について公民・道徳・現代社会の授業等に取り入れているようだが、県立高校においては、条例の冊子等の配布にとどまっているのではないかと考えられる。

条例への理解を広めるうえでは、学習塾などの協力を得ながら、高校生が条例について再確認できる機会を与える等の工夫が求められる。

② 子どもの養育の支援について(条例第18条関連)

非行、児童虐待やいじめ、子どもの貧困といった問題、不登校やひきこもりといった支援の必要な課題がある中、養育する親等が身近なところで相談する相手がいなく、人との関わりがない、頼れる人や居場所がないなどといった状況にあることが考えられる。

安心して養育することができる相談・支援のあり方や、親等が気軽に集まれる場所などが求められており、実態に則した支援方法を検証した上で、地域と連携した具体策の検討が必要と考える。

③ 児童虐待について(条例第19・20・23条関連)

児童虐待対応において児童相談所及び子どもに関わる関係機関の専門性強化が求められている。

現場で子どもに関わる者が児童虐待の兆候を見逃さないこと、発見して迅速に関係機関につなげること、関係機関間で共通のリスク判断ができること、一時保護時又は解除時の地域でのネットワークによる継続的な支えるシステム・運用等、子どもの命が関係機関の狭間に落ちないための一層の取組の推進が求められる。

④ いじめについて(条例第24条関連)

一人ひとりとはかけがいのない存在であり、多数の理屈や物差しで優劣がつけられてよい存在ではない。子どもの苦しい状況や辛い状況の早期発見と対応が求められる。

特に、教職員にはこうした多様な個々の子どもへの理解が求められるが、担当者任せの対応とならないような組織マネジメントが発揮される必要がある。どんな大人と

関わったかにより子どもの命や価値の扱われ方が異ならないような、具体的な施策展開が求められる。

⑤ 子どもの居場所について（条例第 27 条関連）

子どもが守られ、ありのままの自分でいられながらいきいきと過ごせ、自ら成長していく力を育てていくことができる居場所の必要性が高まっている。居場所を失った子どもを含めた予防的な取組としての居場所づくり、新たな地域づくり、子どもにやさしいまちづくりの実現が求められる。

市はもとより地域住民や子ども自らが主体的に参加できるような居場所運営のあり方や取組に向け、関係団体や町内会・自治会と関係機関間の協働・連携がより必要と思われる。

⑥ 子どもの参加・意見表明について（条例第 29 条関連）

子どもは単に「保護の客体」ではなく、大人と同様の「権利の全面的な主体」である。子どもの参加・意見表明の機会の確保は、かかる権利の保障を実質的に担保するものであって、これを促進していくことの必要性・重要性は、条例制定から間もなく 20 年が経とうとしている現在も失われてはいない。

子どもが抱える課題の解決に向け、行政、市民、関係団体による協働・連携を機能させるためにも、これまでの参加形態や意見表明の方法の検証・見直しを含め、子どもがより主体的に参加し、自身の意見を安心して表明できる仕組みを構築することが必要である。

⑦ 相談及び救済について（条例第 35 条関連）

第 6 回の調査で、子どもに対して知っている相談・救済機関をたずねたところ、「児童相談所」、「24 時間子供 SOS 電話相談」、「かわさきチャイルドライン」、「子どもあんしんダイヤル」の回答の割合が高かった。相談・救済機関の周知の取組が効果を表していると推察される。

それとともに、どのようなところなら相談しようと思うかをたずねたところ、「話をちゃんと聞いてくれるところ」、「自分が相談したことを秘密にしてくれるところ」、「気軽に話せそうなところ」、「親身に自分の相談を聞いてくれるところ」が回答の上位 4 件であった。ここに相談・救済機関に求められている姿が示されているのではないか。子どもに寄り添った専門性の高い職員の育成や、外国語対応を含めたメール・SNS の導入などを整備することが求められる。

（3）重点的取組について

現行の第 5 次の行動計画においては、①子どもへの切れ目のない支援の取組、②困難を抱える子どもを支援する取組、③子どもの居場所を支援する取組の 3 つの項目が設定されている。

このうち、①については、区役所地域みまもり支援センターにおける「こども総合支援ネットワーク会議」の開催など、③については、「子ども夢パーク」や「適応指導教室」等の施設の運営の充実など、具体的な施策への反映がみられており、権利委員会としては、今後もその推移を注視していくところである。②についても、これまで多くの施策が進められているが、児童福祉法等の改正において川崎市には基礎自治体としての役割をさらに求められるなど、条例第 19・20・23・24 条関連への要請は依然として高い。